# 愛知医療学院短期大学

## 科学研究費補助金の運営・管理に関する規程

#### (趣旨)

第1条 愛知医療学院短期大学における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の取り扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成15年10月7日規程第17号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定(平成26年2月18日改正))に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

#### (定義)

- 第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。
  - (1) 研究者 科研費の研究代表者及び研究分担者をいう。
  - (2) 直接経費 科研費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
  - (3) 間接経費 補助事業の実施に伴う大学管理等に必要な経費をいう。

## (管理責任体制)

- 第3条 科研費の交付申請及び予算の執行管理、不正防止、実績報告等についての最高管理責任者は学長とし、統括管理責任者は副学長(経営担当)、コンプライアンス推進責任者は副学長(教育担当)、さらにコンプライアンス推進副責任者として学科長があたる。
  - 2 各責任者の役割について
    - (1) 最高管理責任者は、機関全体を統括し、公的研究費に関する運営・管理について最終責任を負うものとする。 研究活動上の不正行為の防止等について統括するとともに、不正行為防止のために 構成員への啓蒙活動に努める。
    - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、 機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。 公的研究費の適正な執行及び会計管理について責任を負う。
    - (3) コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進について基本方針を策定し、統括する。コンプライアンス推進について組織を整備し啓蒙する。
    - (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、学科 の構成員に対し、適切に科研費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、 必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に報告し、指示のもと改善を指導する。

#### (経理事務の委任)

第4条 学長は、科研費の経理事務を教育研究推進課・管理運営課に委任する。

### (科研費の受入れ及び出納保管)

第5条 教育研究推進課は、科研費を受入れたときは、学長名義で銀行に預金し、出納保管する。

2 預金により生じた利息は、研究代表者及び研究分担者(以下「研究者」という。)の所属する大学等に譲渡しなければならない。

#### (帳簿等の整理保管)

- 第6条 教育研究推進課は、収支に関する帳簿を科研費の研究課題ごとに備え、記帳整理する とともに関係書類を整理保管しなければならない。
  - 2 愛知医療学院短期大学統括管理部は、研究者に代わり科研費に係る諸手続きを行うものとする。

## (購入等及び支払いの手続き)

第7条 研究者は、科研費を使用するときは、交付申請書の使用内訳に基づき、法人の請求 手続きで定める様式により教育研究推進課に提出するものとする。

#### (設備等の寄付)

- 第8条 研究者は、科研費により取得した5万円以上の設備、備品又は図書(以下「設備等」 という。)を所属する大学等に寄付しなければならない。
  - 2 研究者が直接経費により購入した設備等は、当該研究者が他の研究機関に所属することになった場合には、その求めに応じ当該研究者に返還しなければならない。

#### (研究支援者の雇用)

- 第9条 研究者は、研究の遂行のため科学研究費補助金研究員または研究補助員(以下「研究支援者」という。)の雇用を必要とする場合は、学長に申請するものとする。
  - 2 科学研究費補助金研究員は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学院博士後期課程を修了し、博士の学位を取得した者
  - (2) 前号と同等と認められる者
  - (3) 特殊な技能や熟練した技術を有する者
  - 3 研究補助員は、前項に定める以外の者とする。
  - 4 研究支援者の雇用期間は、当該補助金の事業年度内とする。ただし、当該補助金による事業である研究が継続している期間を限度として、雇用を更新することができるものとする。
  - 5 研究支援者は、科研費による研究遂行業務のみに従事するものとする。
  - 6 研究支援者の雇用に必要な経費は、直接経費を充当するものとする。
  - 7 研究支援者の給与は、学長等が決定するものとする。ただし、給与及び社会保険料事業主負担金以外(諸手当、賞与、退職金等)は、支給しない。

## (会計経理基準)

第10条 科研費に係る物品購入等の契約基準、旅費及び謝金の支給、その他会計経理事務の 取扱基準は、学校法人佑愛学園各規程の定めるところに準じて行うものとする。

#### (内部監査)

- 第11条 学長等は、内部監査を実施するため、次の各号に掲げる監査担当者を委嘱する。
  - (1) 法人本部から1名
  - (2) 統括管理部から1名
  - (3) リハビリテーション学科から 1 名
  - 2 監査担当者は、定期又は必要に応じ、随時、監査を行うものとする。
  - 3 法人の監事は、科研費の使用状況を監査する。
  - 4 経理処理については、公認会計士の監査を受けなければならない。

5 内部監査部門と監事・公認会計士監査において、必要に応じて研究者に内容説明や事実確認を求めることがある。

## (間接経費の取扱い)

- 第12条 研究者は、間接経費の交付を受けた場合には、速やかに大学等に譲渡しなければならない。
  - 2 大学等は、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還しなければならない。
  - 3 間接経費の執行に当たっては、平成13年6月4日付け13文科振第361号文部科 学省研究振興局通知の「競争的資金の間接経費執行にかかる共通指針」(平成13年4 月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づいて行うものと する。
  - 4 間接経費の使途は、原則として当該研究遂行に関連して間接的に必要となる管理部門に係る経費として使用しなければならない。

## (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、科研費の取扱いに関し必要な事項は、その都度学長が定めるものとする。

### 附則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成21年11月12日から施行する。

### 附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。